



苫小牧市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正（案）について

1 改正の趣旨

令和8年4月1日から乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を本市において実施することから、保護者と事業者等が市に対して行う申請手続きを定めるため、本施行細則を改正するものです。

2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

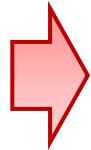
こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」において実施する具体的な施策のひとつとして掲げられた「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」において、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）が創設されました。

項目	内容															
実施施設	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園など															
対象となるこども	0歳6か月～満3歳未満の未就園児															
利用可能時間	月10時間の枠内で、時間単位で柔軟に利用可能															
給付費単価 (実施施設に支払われる単価)	<p>国から示される単価のとおり ※参考（令和7年度単価）</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>こども1人1時間当たり単価</th></tr></thead><tbody><tr><td>0歳児</td><td>1,300円</td></tr><tr><td>1歳児</td><td>1,100円</td></tr><tr><td>2歳児</td><td>900円</td></tr><tr><td>障害児加算</td><td>400円</td></tr><tr><td>要支援家庭のこども加算</td><td>400円</td></tr><tr><td>医療的ケア児加算</td><td>2,400円</td></tr></tbody></table>		区分	こども1人1時間当たり単価	0歳児	1,300円	1歳児	1,100円	2歳児	900円	障害児加算	400円	要支援家庭のこども加算	400円	医療的ケア児加算	2,400円
区分	こども1人1時間当たり単価															
0歳児	1,300円															
1歳児	1,100円															
2歳児	900円															
障害児加算	400円															
要支援家庭のこども加算	400円															
医療的ケア児加算	2,400円															
利用料	<p>1時間当たり300円程度を標準に徴収可能（一部減免あり） ※市において利用料を設定、キャンセルポリシーを規定予定</p>															
利用・予約方法	利用者は、市窓口等で利用登録後、国が基盤整備する総合支援システムを活用し、予約を行う。実施施設は、総合支援システムにより利用者との面談の日程調整や予約管理、利用実績の管理及び市への請求を行う。															
利用方法	<p>定期利用（園・曜日・時間固定）/柔軟利用 ※親子通園も可（長期間続く状態とならないよう留意）</p>															
実施方法	一般型（専用室、在園児合同）/余裕活用型（空き定員活用）															



3 乳児等通園支援事業の本格実施に向けた条例整備について

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)により、令和8年度から乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が給付（乳児等のための支援給付）化されることから、以下のとおり条例制定及び改正を行います。

条例名	概要	
苦小牧市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（仮称） 【制定】	<ul style="list-style-type: none">・国の基準を引用し、設備及び職員の基準などの<u>認可基準</u>を定める・市の独自基準として、乳児室及びほふく室を1部屋で設ける場合1人につき3.3m²以上とする・認可を受けることで、乳児等通園支援事業を実施できる	 苦小牧市議会第16回定例会（令和7年12月）において制定及び改正済
苦小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例【改正】	<ul style="list-style-type: none">・国の基準を引用し、設備及び運営に関する<u>確認基準</u>を定める・確認を受けることで、乳児等のための支援給付が支給される	
苦小牧市子ども・子育て支援法施行細則【改正】	<ul style="list-style-type: none">・保護者が、乳児等のための支援給付を受けようとするための認定申請手続きを定める・乳児等通園支援を行う事業者等が、確認を受けようとするための確認申請手続きを定める	 本施行細則の一部改正のために改正（案）に対して市民からの意見を募集します

4 今後のスケジュール

時期	内容
令和8年1月	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの結果公表、施行細則の制定・実施希望事業者からの認可・確認申請受付開始
2月	<ul style="list-style-type: none">・苦小牧市子ども・子育て審議会で実施施設等の審議・利用者への登録・利用案内（広報）・総合支援システムへの事業者及び利用者の登録開始
3月	<ul style="list-style-type: none">・事業者↔利用者の事前面接実施、利用予約開始・確認及び認可通知発出
4月	・乳児等通園支援事業開始

5 添付資料

- ・苦小牧市子ども・子育て支援法施行細則（案）全文
- ・苦小牧市子ども・子育て支援法施行細則（案）新旧対照表

6 施行予定日

令和8年4月1日

（申請手続き等の準備行為は、施行日前においても申請できることを規定します）